

特定行為の内容や領域に関する検討の進め方について（案）

1. 特定行為の内容の検討について

- 第31回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて、29行為については、特定行為の考え方に合致するため、特定行為に位置づけるべきとの意見が多数を占めたところであり、この内容をチーム医療推進会議に報告した。
- 「要検討」とされた27行為については、診療の補助における特定行為に位置づけるかどうか引き続き検討を行うこととされており、当ワーキンググループにおいて更なる検討を行う。
 - 「要検討」の27行為に対して、
 - ①行為の難易度が「C」と分類すべき行為ではないか
 - ②看護師が行う病態の確認行為があるか

等について検討する。

2. 特定行為の領域の検討について

上記の検討結果を踏まえて、医療現場の状況に応じた領域ごとに特定行為の範囲を明らかにする。